

# 古事記の世界

「罪」による非律令性の探求

岡田喜久男

この小論の題に用いた「何々の世界」と言う言い方は甚だ便利で、作家の名前に続けて「芥川龍之介の世界」「有島武郎の世界」、作品名に続けて「源氏物語の世界」「とはずがたりの世界」とも、っと広く「貴族文学の世界」「平安朝女流文学の世界」と言う事さえ出来る。当然その言い方には曖昧さを感じるし、研究論文の用語としての適否を疑いたくなるのであるが、よく考えてみると、私達が作品に、又作品を通して作者に魅かれるのは実のところ、作品の作り出す世界、作者の生み出す小天地に對してである。又文学研究にしても結局「何々の世界」のより明確な彫塑的な究明に他ならぬいではなからうか。然しながら、「琴歌譜の世界」とか「歌経標式の世界」とは言われないし、「人麻呂歌集の世界」とか、「日本書紀の世界」とか言う人も殆んどない。語調の問題や、研究者の好みの問題を考慮に入れないとすれば、やはり「何々の世界」と呼び得るか否かは、作品及び作者に、統一的な、或いは強い個性があるかどうかにかかっていると云えよう。

このように論文の題目にすぎない事について述べているのは、「古事記」が様々な魅力と問題を持っているのは、まさに「古事

古事記の世界 「罪」による非律令性の探求

記」が「古事記の世界」を確固として持っている為には他ならない事を以下に述べようとしているからである。

「古事記」に對する最も重要で大きな疑問は、何故僅か八年の後に「日本書紀」の成立を必要とし、それ以降の文学史の表面に大きな影響を与え得なかったと言う事であろう。もう少し具体的に言うると、和銅五年成立の「古事記」に遅れる事八年、養老四年成立の「日本書紀」は翌年には宮中で講筈が行われたと伝えられているし、以後度重なる講筈の記録は「私記」として、宴の歌は「日本紀竟宴和歌集」の中に、又その写本も平安初期のものと目される、田中本、猪熊本を始めとして枚挙に暇がない位である。それに対して日本最初の堂々たる書物である「古事記」は、今日最良最古の写本とされる「眞福寺本古事記」にしても書写の年代は、応安年間で、和銅五年から数えて六百六十年余り後の事となるのである。

その間「万葉集」、「日本紀私記」、「琴歌譜」他に若干の文章と名が見出されるとは言うものの、鎌倉時代の眞福寺本の校合をするに足りるものでは決してない。同じように天武天皇の遺志によって生れ、しかも共通の内容を多分に含む「古事記」と「日本書紀」

の辿った運命の差は何故であったのか、この問題を考える事が「古事記」を理解し、と同時に「日本書紀」の理解に連なる事は疑問の余地のない所であろう。殆んど同時代の成立にもかかわらず、「日本書紀」は「古事記」に全く触れないのみならず、むしろ、用字法、歌謡の取捨の態度等においては対蹠的な存在である。

その相違を私は上代の日本の政治的な側面、つまり律令制内面から見るべきではないか、と考えている。つまり結論から言うと、「古事記」は成立の時点で、対天皇、対人民、対外国的に見てまさに律令的でないと判断され、又私の以下に述べる点に於いても非律令的なものだったのである。

天皇に対しては、その尊嚴を十分に描き得ていないと言う事で、又人民に対しては、百官や青人草の指針となる權威の書ではなかった点で、更に対外的には、正格の漢文でなく典拠も極めて少なかった等々の意味で、「古事記」は「国家統治の爲の有効な存在ではなかった」のである。

つまり「古事記の世界」は「律令的世界への対峙」としてのそれであった。ところが、元明天皇前後の国家的要請は律令制の強化・保持にあり、その流れは連綿として平安朝末期迄続いたのである。「大略以淨原朝廷爲准正」とする大宝律令の完成は「古事記」のほんの十年程前の大宝三年（西暦七〇一年）であった。大宝律令を背景に極めて安定した政治の前進を続ける朝廷の求めていたものは、律令制の一環を荷うものとしての存在であり、「古事記」の非律令的性格はそれに背を向けるものであった。

然しながらこの結果は実は古事記撰定までの過程で既に予見され

ていた事でもあった。と言うのは「古事記」も「日本書紀」も同じく天武天皇の遺志を受けたものであると先に述べたが、「古事記」は天武天皇の復古的な精神を多く尊重した点において「日本書紀」と大きくその立場を異にしたのであった。既に歴史家の間で定説となつていのように、天武天皇の時代に古を尊ぶ政治が一面で存在した事は

- 一、（四度へのぼる）大祓の記事が始めて天武紀に登場すること
- 二、天神地祇を尊敬し、竜田風神祭を始めとする神事関係の記事が紀中に多いこと
- 三、氏そのものをかなり重視していること

等から窺われるのである。勿論、天武天皇なりの考えで、律令制のより以上の發展を希つてそうされた事ではあつたらうけれど、稗田阿礼が誦習した「原古事記」は天武の指事する復古的な色彩の強い「邦家の經緯、王化の鴻基」だったのである。

そしてまさに天武天皇までの「帝皇の日継」であり「先代の舊辭」だった。然し天武天皇の方針は、増大する中国流の治國の方策の前に、その復古的性格を否定され、結果、天武天皇の遺志は元明天皇の和銅五年に大安萬侶が始んど私的な形で「古事記」として録する迄に無言の拒否にあつたのである。祓と言う、孝徳紀においてすでに夷利化し、宗教的な側面の感じられない呪的存在を大祓として採用した天武天皇は皇室の尊嚴を過去の伝承で支えようとした。律令が理論と実践を求め、日々に新にならうとする時代に、古いものによる權威を復活させようとしたのが「古事記」であった。この理解を基礎にして、「古事記」の特質を考えようとするのが私の

立場であるが、その証明の一つとして以下に「罪」について述べるのが本論文の目的である。律令制の歴史学的な定義は暫くおくとし、単純に、律を刑罰による強制力のある法、令を人民に対する警戒の為の教令法的なものと理解する事は一応認められるであろう。

律令体制が文字による法治の一形態であったことは、大化以後の詔勅の大部分が専ら（大化二年）規範の制定、法令の遵守、罪過の規定等で「……すること得ざれ、……を断めよ、……すると勿かれ、禁むる所を犯すこと有らば、必ずその族を罪せむ。」の文章を盛んに用いている事からもわかる。このように「何々してはならない。何々……したら（然るべき機関が）どうどうする」

と言うのは法の基本的な概念である。そこで私は「古事記の律令性」を見る為に、「罪」について見ることで何等かの結論を得たいと考えたのである。

ところで「古事記」に於ける「罪」の捕え方には二通りあり、その一つは「文字」からのアプローチであり、他の一つは「内容的」に「罪」の判断基準である所の「明、浄、直」或いは「善と悪」への直接的なアプローチである。

両者は共に行われなければならないがこの小論で上代人の根本観念である、「明、浄、直」や「善、悪」について述べる紙幅もないし、極めて思想的な事になるので、今は具体的に「罪」に関する文字使用の方面からアプローチする事にしたい。

この様に「文字や用語から考えを進める事にしよう」と言うとい

### 古事記の世界 「罪」による非律令性の探求

かにも「古事記」には「罪」や「罪」に関係する法律的な語句が頻出しているように聞えるのであるが、実は全く逆であって次に挙げるように「罪」もしくは「罪に関すると思われる律令的な語句」は極端に少ないのである。まず「罪」の文字について見ると二回しか出てこない。

まず一ヶ所は、仲哀天皇の條で、神の命を疑って崩御した仲哀天皇を殯官に安置して、神の怒りを解きうとして大袂をした所で

生剗、逆剗、阿離、溝埋、屎戸、上通下通婚、馬婚、牛婚、鶏婚の罪の類を種々求きて、国の大袂を為て、亦建内宿禰沙庭に居て神の命を請ひき。

と、罪の種類を様々に挙げている。他の一ヶ所は雄略記の三重の嫁の話の中で、雄略天皇に指挙げた盃の中に楓の葉が浮いていた失敗を歌で償おうとした三重の嫁の長歌の後ろに、

故 此の歌を獻りつれば、其の罪を赦したまひき

と見出される。他の事は二の次にして、とにかくこの事実は驚ろくべき事のように思われる。少し「古事記」に目を通した者ならば容易に思いつく事であるが、この事実とは反対に、「古事記」においては、天皇や神に対して「罪」を犯したと思われる話は数多くある。

大袂の祝詞の中では「天津罪」とされている須佐之男命の乱暴な業の数々、神武天皇に対する当芸志美々命の謀反物語、同じく崇神記の建波邇安王の謀反物語、垂仁記の沙本毘古の謀反物語、心神記の大山守命の謀反物語、景行記における倭建命の東西の平定物語、仁徳記の女鳥王と速総別の謀反物語及び女鳥王の玉釧を死体から盗

んだ大楯連の話、清寧記における志昆臣の無礼の物語等々、「罪」に關係すると思われる話には事欠かないのである。

事実、これらの話が「日本書紀」の中で語られる場合は、素戔鳴尊の段を調べてみても、きわめて律令的な文辭を以て表現していることは後に詳しく述べる通りである。垂仁紀の、兄の命により天皇を殺そうとして殺し得ず、天皇を愛し子まで成しながら結局、兄と共に死んでいった皇后狭穗姫の最後の言葉の中にも、

妾、始め兄の城に逃げ入りし所以は、若し妾と子に因りて兄の罪を免さるることを有りやとなり。今免さるること得ずは、乃ち知りぬ、妾が罪有るを。

とあり、他の謀反物語も「重き罪」の言葉によって表現されているのである。この「日本書紀」の表現の方が当時の社会的な事情を背景に考えると当然であつて、「古事記」に「罪」が二回しか見出し得ないことは真に不思議と言ふべきである。

又その見出される二回の用法を詳しく見てみると果して、天武天皇の謂わゆる「勅語の舊辭」であるかどうか疑わしい点がある。仲哀記の大被の条の「罪」であるが、これらの種類の罪は最も整理された形で延喜式卷八所収の「六月晦の大被」に見られる。

然し、(一)罪名が二字のものとして整理されている事。(二)上卷須佐之男命の段では罪としないものを挙げてゐる事。(三)「日本書紀」には大被など行つた記事が全くなく単に「罪を解へ過を改めて……」とある事。(四)大被の記録は天武四年八月が初出である事等を考えると、一気に太安萬侶の手になる「罪」であるとは言えないにしても、天武天皇以前の「舊辭」の世界の用法でない事だけは言え

ると思ふのである。

ところで「罪」と言う文字だけに拘泥すると大きな誤りを犯す事があるかもしれないので、同様の不法行為法に直接關係ある用語を求めてみると「贖」と「誅」がある。この二語も「日本書紀」では頻りに用いられるもので、「万葉集」でも

中臣の太祝詞言ひはらへ安賀布命も誰がためになれ(四〇三)とあり、更に「華嚴音義私記」によると、

「救贖日出金而贖罪也倭云阿加布」とあるように奈良朝以降よく用いられた律令用語で、「微罪は徒一年贖銅二十斤」と、贖銅の形で律令にとり入れられている。

つまり、善行や財物と生命及び罪と交換する事である。「誅」は「つみす」と同様罪に伏させる(古代日本では罰もつみと訓んでいる)意で、人の善悪を律令的観点から判断して刑罰(多くは命を奪う)を加えたものである。さて驚くべきことに、この「贖」も「誅」も全く「古事記」の中には見つける事は出来ないのである。

以上のように見てくると、「古事記」の表現は極めて律令的色彩が薄い」と言う事が結論として言えそうである。その事を今少し確かなものとしておきたい。それでは「罪」と当然表記すべきだと思われる場面、もしくは、「日本書紀」で「罪、贖、誅」を用いている所に相當する「古事記」の場面はいかに表現されているかを両書で比較してみよう。須佐之男命の高天の原追放の所で「古事記」は八百萬の神共に議りて、連須佐之男命に千位の置戸を負せ、亦鬚を切り、手足の爪も抜かしめて、神やらひやらひき

と、共同体の合議による部族外追放の面影と刑罰を明示して、あく

までも「日本的」表現であるのに対して、「日本書紀」は諸の神罪過を素戔鳴尊に帰せて、科するに千座置戸を以てして、遂に促め懲る。髪を抜きて其の罪を贖はしむるに至る。亦曰く、其の手足の爪を抜きて贖ふといふ、已にして竟に逐降ひきと明かに律令的な（法律的な）表現を前面に出している。「日本書紀」で「誅」が用いられている場所を見ると、神代紀大己貴神（大國主神）の国讓の段で

是に二神（経津主神と武甕槌神）諸の順はぬ鬼神等を誅ひて、果に復命す

と用いられているが、一方「古事記」では、故、建御雷神、返り参上りて、葦原中国を言向け和平しつる状を復奏したまひき

となつてゐる。「言向け」の語はまさに、「日本書紀」の「誅」に当る語であり、その實際行われた「征服、服従させる。」と言う行為自体は両者に違いはないと思われる。然し「言向け」の言葉の生れた原義を尋ねると、「討つ、殺戮する、族殺する」の意の「誅」と全く違ふ事が分る。「言向け」を具体的説明した文章と思われるものが「日本書紀」景行紀四十年秋七月の条、即ち天皇が日本武尊に東征の命を下す所に述べられている。

天皇、斧鉞を持ちて、日本武尊に授けて曰く、「朕聞く其の東の夷は、讎性暴び強し凌犯を宗とす。一中略一往古より以来、未だ王化に染はず。今朕汝を察るに、為人身體長大にして、容姿端正、力能く鼎を扛ぐ。猛きこと雷電の如し。一中略一願くは深く

古事記の世界 「罪」による非律令性の探求

謀り遠く慮りて、姦しきを探り變くを伺ひて、示すに威を以てし懐くるに徳を以てして、兵甲を煩はさずして自らに臣隸はしめよ。即ち言を巧みて暴ぶる神を調べ、武を振ひて姦しき鬼を攘へ、

武力による平定と、徳及び言辭による平定があり、後者の、巧みに言語の威力による和平を「言向け」と言つたのであるが、「古事記」の中には屢々

言向和平、言向平、言向平和、言向和

と用いられている。何人も「言葉」だけで地方の反政府勢力が治まるとは考へてはいないが、武力を實際に行使する必要もない位の天皇の権力、威力を理想とした世界が「古事記の世界」であつたを窺せるに足りる。「日本書紀」允恭天皇の条の「木梨輕皇子と同母輕大娘皇女の恋愛物語」を見ると。

太子、恒に大娘皇女と合せむと念す。罪あらむことを畏りて黙あり。……刑ありといふとも何ぞ忍ぶることを得む。

と、人間の情と罪罰に苦しむ恋情を書き、更に同母兄弟の關係が明かになつた時の様子を

時に人有りて曰く「木梨輕太子、同母妹輕大娘皇女を奸けたまへり」とまうす。因りて推へ問ふ。辭既に実なり。太子は是れ儲君たり、加刑することを得ず。則ち大娘皇女を伊予に移す。

と描いている。儲君を加刑する事が出来ないと言ふのは、周礼の八辟や唐律の八議一条に相当するもので、極めて身分の高い人の罪を減免する制であるが、その結果流されたのが輕大娘皇女になり、歌

謡歌詞の

大君を鳥に放り、……我が妻をゆめ

と矛盾する事になっている。律令の制度を無作に口論文芸の中に取り入れた結果の矛盾と言う事が出来よう。勿論「古事記」では軽太子が流されたことになっている。今一ヶ所「日本書紀」仁徳天皇の巻にある。雌鳥皇女の玉をめぐる話がある。天皇が「取るな」と命令された大罪人（雌鳥皇女）の足玉手玉を取って殺されようとした討手だった佐伯直阿俄能胡が

乃ち己が私の地を齧りて、死贖は玉と請す故、其の地を納めて死罪を赦す。

と一命を取りとめた話である。「日本書紀」のこの条で問題にされているのは、天皇が「取るな」と命じたのを無視した罪と、「玉を見たか」との質問に「見ず」と詐った点を厳しく、問されていて、それ等の罪は結局私有地を差し出す事で贖われたのであった。ところが「古事記」がこの話の中で問題にしている点は、討手である大楯連が

禮なきに因りて退し退き賜ひき  
とされた女鳥玉の玉釧、それも

己が君の御手に糧かせる玉釧を、膚も熅けき剣ぎ持ち来て、即ち己が妻に與へつる。

事が問題とされていて、全く罪や罰以前の人間の次限での悪行として扱われているのである。それ故に求宥の方法は全くなく殺されざるを得なかったのである。

以上簡単に見ただけでも「古事記」に於ける「罪」が律令的なも

のとしては決して描かれていない事が証明出来たと思うのであるが、この事は奈良朝の作品としての面から考えると、当然の事なのであるか否かを考えてみなければならぬ。実は、「古事記」「日本書紀」が相繼いで成立した七百年代初期が、対学的に或いは国内的にもいかなる状態にあつたかを考えれば、「古事記」の特異性は益々明白になるのである。

そこで今問題の中心にある、「律令制」の面から見ると、先進中国に於いては、既に紀元前五百年代の周代から刑や法についてのかなり細かな制度があり、春秋戦国を経た時点で更に律令の発展をみ、漢代の大学者鄭玄の分類した律令の条文は、二万六千二百七十二条であつたと伝えられている。周、春秋戦国の時代は別にしても、我國との関係が始まつていたと思われる後漢の時代には既に律令は儒家思想によつて一応の完成を見ていたと思われる。

中国ではその後も、晋の泰始律令、北齊の河清律令、隋の開皇元年新律、煬帝の大業律及び大業令、初唐の武德七年律令式、貞觀十一年律令格式等々、統治の根本として支配者の交替と共に生れ育てられたのである。

これ等の中には日本にそのまま持ち込まれたのが当然あり、日本現在書目録にも「大律六卷、唐貞觀初格十卷、永徽律令格式」等の名で載せられているのを知るのである。

中国の文字文化が直接、間接（朝鮮半島經由、又は帰化人とともに）に日本に流入した事は、我が国の文化を變貌進展させたわけである。律令の花が一気に咲いたかに見える大化以前にも既に、律令の条文及び、その思想が我國の上代人に広く浸透していたと考える事

は当然出来よう。翻えて我國の律令の歩みを見ると、「令集解」官位令に、

上宮太子、並びに近江朝廷はただ令を制し律を制せずとあり、弘仁格序に

推古天皇十二年に及んで上宮太子は親しく憲法十七条を作り、國家の制法はこれより始まる。降って天智元年に至って令廿二巻を制す。世人のいはゆる近江朝廷の令なり。ここに文武天皇大宝元年におよんで贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等は勅を奉じて律六巻令十一巻を撰す。養老二年、また同大臣不比等は勅を奉じて、更めて律令を撰す。各十二巻とす、今世に行はれる律令はこれなり。

と述べている。「日本書紀」の成立は、養老二年成立の、いわゆる「新律、新令」の僅か二年後であるから、律令の成文化の歩みと歩みを一にしたと言っても良いわけで「日本書紀」の文辭が律令的であるのは極めて自然の事であった。

和銅五年成立の「古事記」も又、たとえその内容が推古天皇の代で終つていても、律令の歩みの中に成立した事を思えば、文辭及び論理的な面で律令の影響が強く現われているとしても当然だったわけである。にもかかわらず、「古事記」は律令の影響を受けているとは決して思えないし、むしろ「非律令的」な面が強く窺えるのである。

本論文の初めで既に結論として、と言うよりも私の自論としての「古事記の世界」の定義を「律令的世界への対峙としてのそれ」と述べておいたが、それは「罪」を通しても充分言えたように思う。

### 古事記の世界 「罪」による非律令性の探求

そこで、この「非律令的世界」とは何かについて少し考えてみたい。「古事記」は「誅」の代りに「言向け」と言うのであるが、「言向け」の背後には、言語に対する敬視の思想、言靈の思想は勿論あるにしてもそれ以上に、天皇もしくは国家的な、或いはもっと絶対的な「神」の權威がなくてはならない。

つまり、人間が「罪を判定し、それに相当する罰を考え、實際の反社会的な行爲を見つけ、定めた罰によって制裁を加える」と言うような「律令的」なもしくは今日で言う「刑事手続の道的」な余裕のない、むしろ宗教的違反に対する態度が「言向け」を生んだと考えるのである。外部的な制裁の論理ではなく、本来的な制裁の論理に従つて「古事記」は書かれているのである。それは又次のように言い替える事が出来る。

皇祖神の寄さし給う所の天皇の前には、誅せらるべき罪はなく、絶対的なこの權威の前には、国は「言向け」されるだけで治まるべきであり、その統治の輪が広がる過程が即ち「古事記」そのものであった。中国伝来の律令的判断以前の、威大なる神の意志の下に行動される天皇を描く事が、太安萬侶の更には文武天皇の意図とする所であった。人麿の

大君は神にし座せば天雲の雷の上に慮らせるかも（二三五）  
と言う歌そのままに、律令的文辭を超えに世界の一端を窺つたわけである。